

「2023年度ゴルフ場利用者数」・「2023年2月末ゴルフ場数」について

本データは、1957年度以降67年間の「年間ゴルフ場利用者数」と「ゴルフ場数」を集計したものであり、全国を網羅した唯一のものです。

アンケート調査などに基づくゴルフ人口などの推計値が発表されていますが、それらの数値と確定値である本データとを比較され、的確な経営計画立案の基礎資料としてご活用いただけたら幸甚に存じます。

「ゴルフ場利用税」がゴルフ場から都道府県に納付された翌月の集計データとなっています。したがって、集計期間は2023年3月～2024年2月となります。

1. 2023年度ゴルフ場利用者数

2023年5月8日、新型コロナの感染法上の分類が「5類」に変更され、「ポストコロナ社会」に移行しました。コロナ禍での3年間は、各種行動制限により生じた精神的・身体的ストレスを感染リスクの低いレジャーであるゴルフで解消しようとするニーズによって、若者や女性ゴルファーが誕生するなど、ゴルフ人口が逡増する結果となりました。よって、「ポストコロナ社会」への移行により、レジャーニーズがコロナ禍前に回帰し、ゴルフ場利用者数が大幅な減少になることが危惧されましたが、幸い底堅い需要に支えられて緩やかな減少に留まりました。

「2023年度ゴルフ場利用者数」は、バブル的とも言われた前年度からは161万人減少（1.8%減）して8,968万人となりましたが、「1ゴルフ場当たりの利用者数」は3年連続で4万人を超えて41,007人となりました。尚、コロナ禍前の2019年度との比較では、年間で371万人増加（4.3%増）し、「1ゴルフ場当たりの利用者数」では2,404人増加（6.2%増）となりました。

次に、「課税利用者1人当たりの利用税額」は、3年連続して上昇し、過去最低額となった2020年度から13円上昇（2.1%増）して644円となりました。この上昇は、1989年度以降、各自治体が制定している「ゴルフ場利用税決定基準」の大半が変更されていないため、ゴルフ場利用税額を決定する対象料金が増額されたことを示すものです。小さな上昇ですが、1994年度以降26年間にわたり、40%も下がり続けたプレー料金が3年連続して上昇に転じた結果でもあります。ただ、賃上げ・燃料費及び各種コストの上昇を吸収した値上げが出来たとは言い難いものであり、ゴルフ場経営は依然として厳しい状況であると推察されます。

コロナ禍において、「肉体的・精神的なストレスを身近で安全なレジャーで解消したい」、「身近でささやかな幸せを希求する」と言った価値観によりゴルフが選択されたことにより、「ゴルフ普及」の方向性の一つが明確になったのではないのでしょうか。

2. ゴルフ場数

2024年2月末のゴルフ場数は、対前年度末比9ゴルフ場減少の2,169ゴルフ場となりました。（都道府県に跨るゴルフ場が18あるため、 $2,187 - 18 = 2,169$ ゴルフ場となる。）

ゴルフ場の閉場が本格的に始まったと考えられる2010年度以降の14年間で、累計258ゴルフ場が閉場したことになりました。

尚、2023年度の注目点は、営業的に好立地のゴルフ場が、用地の効率活用を目的に物流センター等に転用されるようになったことです。

3. ゴルフ場利用税額の推移とそこから見えてくること

「2023年度ゴルフ場利用税額」は、対前年度比7.3億円減少（1.6%減）の439億円となりました。また、「課税利用者1人当たりの利用税額」は、前年度比4円増加の644円で、3年連続して利用者数の増加や物価上昇を反映する若干の料金改定が行われたことを示す結果となりました。

しかし、賃上げやコスト増加を十分に反映したとは言い難い状況であるため、今後は、各種テクノロジーの革新などを活用してコスト削減に向けた最大限の工夫を行いつつ、プレー料金の改正を丁寧な情報開示に基づいて実施していく必要が生じていると考えます。（尚、プレー料金の改正は、「ゴルフ場利用税」・「消費税」・「Webサイト紹介手数料」・「キャッシュレス支払の決済手数料」等に波及することも視野に入れ、行う必要があります。）

4. 自治体ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」の不合理性

都道府県ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」には、合理性を欠いたものが多く散見されます。典型的な例が、18ホール超を保有するゴルフ場の税額が高くなる仕組みで、18ホールプレーだけのプレーヤーに超過ホール分の税負担を強いるものがあります。ゴルフプレーに課税される税が、ゴルフ場という資産に課税される税となっています。また、決定基準の対象料金に「連盟協力金・緑化協力金・河川整備基金」が含まれている県や、客観性に乏しい主観的な「芝生の優劣・クラブハウスの豪華性」を評価基準としている県もあります。

2023年度において、課税利用者数が2.7%減少しているにも関わらず、年間徴税額が6.5%も増加している県があります。この県の「ゴルフ場利用税決定基準」は、極めて複雑なものであるため、ゴルフ場と課税当局との対象料金についての解釈が相違し、徴収税額が不足となっていました。この不足税額を複数年に遡り、追徴されたゴルフ場が発生したために課税者数は減少したのに税収は伸びる結果となりました。

是非、ゴルフ場所在自治体の「ゴルフ場利用税決定基準」を確認してみてください。

5. 「ゴルフ場利用税」今後は？

① 「ゴルフ場利用税」は、「娯楽施設利用税」時代からの軽減措置、非課税制度の導入、地方自治体の税収事情等による「決定基準」により、税制として整合性を欠いた状態となっている部分が多く、その点の改善を求める必要が生じています。

特別徴収義務者として、納税するゴルファーの理解が少しでも得られるよう折衝することも必要となっていると考えます。

② 「特別徴収義務者」制度により徴税する仕組みとなっているため、キャッシュレス化による手数料に「ゴルフ場利用税」分も含まれます。都道府県からゴルフ場に支払われる「特別徴収交付金」もありますが、多くが低額ですし、支給されない自治体もあります。最低でも、「ゴルフ場利用税」の徴税コスト分は、自治体の負担とするよう要望する必要があると考えます。

以上

2024年10月吉日

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
専務理事 大石 順一